



# 行政処分強化で

## 使用停止車両割合が最大5割に!?

# トラック運送業「き」 労務管理の基本の

特定社会保険労務士 **石原清美** 著

B5判 24頁 定価864円(本体価格800円+税)

送料弊社負担

ドライバーさんの  
労働時間管理、  
しっかりできていますか?



平成30年7月からトラック運送業に対する行政処分が強化され、過労防止関係違反に係る行政処分により使用停止となる車両数の割合が最大5割に引き上げられました。さらに数年後には働き方改革関連法の成立に伴う時間外労働の上限規制の適用などトラック運送業にはより一層厳格な労働時間管理が求められることとなります。

本小冊子では難しいと言われるトラック運送業の労働時間管理のポイントについて、「改善基準告示」の解説を中心に、図表やイラストを使って分かりやすく解説しています。

日々の業務に忙しく関連法を読み解いていく時間のないトラック運送事業者の皆様にも読みやすい1冊となっています。

### 目次

- 1、これから時間管理をしないと…
- 2、行政処分の強化
- 3、改善基準告示
- 4、ドライバーの時間外労働の上限
- 5、点呼
- 6、運行記録計
- 7、運転日報
- 8、巡回指導
- 9、賃金支払いと残業代
- 10、就業規則上の休憩時間と実際の休憩時間



## 2 行政処分の強化

Q 行政処分の強化っていても、たいしたことないんじゃないの?

A 1件でも違反が見つかったら、10日間トラックが使えない可能性も!

2018年7月から過労防止関連違反にかかる行政処分の処分量定が引き上げられました。

### 1『業務時間等告示違反』に関する処分

業務時間等告示違反	
未遵守 5件以下	警告
未遵守 6件以上15件以下	10日車
未遵守 16件以上	20日車
未遵守 31件以上36名以上等	30日事業停止

2018年7月からは  
1か月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反があると、上記に加え

1か月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反	
未遵守 1件	10日車
未遵守 2件以上	20日車

※業務時間等告示違反とは?

→改善基準告示に書かれているルールに違反すること。

※1か月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反とは?

→改善基準告示の中のドライバーの1か月の拘束時間が293時間(労使協定締結で320時間)以内、休日労働が2週間に1回までというルールに違反すること。

申込書裏面▶



日本法令

## 小冊子のご案内

# トラック運送業・労務管理の基本の「き」



定価864円（本体800円 + 税）

特定社会保険労務士 石原清美著

突然ですが、運送事業者の皆さま、正しい労働時間管理はできていますか？  
本小冊子では、**トラック運送業労務管理の基本をわかりやすく、分解し図解で説明**しています。事業者だけでなく、運送関係者、ドライバー等も手に取り読みやすい小冊子版にて、定価800円（税抜き）販売。  
正しい労働時間管理をすることで、ドライバーの健康確保や強化された行政処分の回避はもちろん、**ドライバーの労働条件向上による人員の確保等経営にとって有利に働くこと**になります。

### 目次

- |                   |          |                        |
|-------------------|----------|------------------------|
| 1. これから時間管理をしないと… | 5. 点呼    | 9. 賃金支払いと残業代           |
| 2. 行政処分の強化        | 6. 運行記録計 | 10. 就業規則上の休憩時間と実際の休憩時間 |
| 3. 改善基準告示         | 7. 運転日報  |                        |
| 4. ドライバーの時間外労働の上限 | 8. 巡回指導  |                        |

商品ご希望の際は、この申込用紙にてFAX願います。

会社名・事務所名			お名前	
所在地（ご住所）	〒			
御電話番号	メールアドレス			
商品名	申込数	申込金額		
トラック運送業労務管理の基本の「き」	864 円 × 冊	円		

申込確認次第、送料こちら負担にて、「トラック運送業労務管理の基本の「き」」を、送付致します。

TEL:06-6457-6888 **FAX:06-6457-6890**

〒553-0003 大阪府大阪市福島区福島 7-14-14-1202 社会保険労務士事務所 オフィスキよみ

※個人情報の取り扱いについて、商品の申込みの確認、商品のご提供、料金の請求等、新商品の紹介などの製品の改善改良の為のアンケート等の目的に使用し、他の目的には使用致しません。